

公 告

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 福間 知

平成30年度における一般保険料率の改定について公告

平成30年2月8日に開催した第32回組合会において、一般保険料率の変更が承認されたので下記により公告します。

記

1. 変更後の保険料率 99.0/1000 (現行 100/1000)

(1) 一般保険料率 97.7/1000 (現行 98.7/1000)

内訳 基本保険料率 59.31/1000 (現行 55.31/1000)

特定保険料率 39.69/1000 (現行 43.39/1000)

※特定保険料率は、一般保険料率のうち、高齢者医療制度へ拠出するための保険料率です。

(2) 調整保険料率 1.30/1000 (現行 1.30/1000)

※調整保険料率とは、全国の健康保険組合が共同で実施している事業(高額医療費補助及び組合財政支援交付金等)の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は毎年度、健康保険組合連合会が設定します。

2. 負担割合

事業主: 50% (49.5/1000)

被保険者: 50% (49.5/1000)

3. 適用期間 平成30年3月保険料(4月徴収分)～平成31年2月保険料(3月徴収分)

以上